

役職員の不正な金融支援を認識した代表取締役と担当取締役の任務懈怠責任

【文献種別】 判決／名古屋地方裁判所岡崎支部

【裁判年月日】 平成 28 年 3 月 25 日

【事件番号】 平成 21 年（ワ）第 1177 号、平成 25 年（ワ）第 98 号、平成 25 年（ワ）第 771 号

【事件名】 損害賠償請求事件、共同訴訟参加事件

【裁判結果】 一部認容、一部棄却

【参照法令】 会社法 423 条 1 項・849 条 1 項

【掲載誌】 判時 2331 号 74 頁、金判 1526 号 18 頁

LEX/DB 文献番号 25542759

事実の概要

X 社（原告）は、その株式を東京および名古屋証券取引所市場の各第 1 部に上場している、自動車部品製造・販売を主たる事業とする株式会社である。Y₁（被告）は、昭和 60 年 6 月に X 社の取締役に就任した後、平成 12 年 6 月に代表取締役に就任し、平成 21 年 3 月末に辞任するまでその地位にあり、Y₂（被告）は、平成 10 年 6 月に X 社の取締役に就任した後、平成 19 年 6 月から平成 21 年 3 月末までの間、X 社のロボット事業を含む情報環境機器部門の担当取締役の地位にあった。当時の X 社の経理部門の担当取締役は A、その次位は従業員 B（以下、「A ら」という）であった。

X 社は、新たな事業の柱として、ロボット装置の設計・製造・販売を行う C 社に対し、49 ないし 39%の資本を出資し、また、非常勤取締役として Y₂、非常勤監査役として B を派遣していた。C 社は経常利益の上がらない赤字状態が継続しており、C 社から融資の相談を受けた A は、平成 17 年 8 月、X 社では内規により取締役会の承認を要するにも関わらず、1 億 5 千万円の無断融資を実施し、Y₂ もこれを認識していた。その後これが発覚し、A は取締役会で謝罪し始末書を提出したが、事実関係の調査や原因追及、再発防止策は取られず、以降も A らによる C 社への無断の金融支援が繰り返された。

B は平成 19 年 9 月、C 社の銀行借入に際して 7 億円の無断保証（以下、「本件無断保証」という）を行った。同年 10 月、本件無断保証が発覚し、取締役会は、この保証を解消した後は C 社へ金融支援を行わないことを確認した。本件無断保

証の解消のため、C 社は金融会社から資金を調達したが、その際、X 社の約束手形の差し入れを求められ、B は同年 11 月、無断で計 15 億円の約束手形を振り出した。手形の決済日までに C 社が返済資金を準備できなかったため、B は、無断で計 14 億 9,700 万円を架空の立替金または金型代金の名目で D 社を経由させ、C 社に送金した（以下、「D 社案件」という）。さらに、A らは、C 社からの要請に応じ、X 社の香港子会社である E 社の董事長でもあった Y₂ に、C 社への 7 億円の資金の融通を依頼し、同年 12 月、Y₂ はこれを了承し送金したが、C 社が一部返済しなかったため、Y₂ は平成 20 年 11 月、C 社の未返済額相当の約 187 万 5 千ドルを、X 社に対し金型代金に上乗せして請求し、同年 12 月に X 社から支払いを受けた（以下、「E 社案件」という）。A らによるこれらの不正な金融支援に関し、Y₁ は A らの報告の真偽を確認することなく安易に鵜呑みにし、Y₂ は A らによる本件無断保証発覚後の不正の継続や C 社の経営状況を認識していたが黙っていた。

その後上記不正融資が発覚し、A らは業務上横領（D 社案件）および有印私文書偽造（C 社への送金隠蔽のための振込受付書偽造）の罪で起訴され、懲役 2 年 6 月または 4 月の実刑判決を受けた。

X 社およびその株主として会社法 849 条 1 項による訴訟参加をした共同訴訟参加人 Z は、A らが不正な金融支援を行ったのは、Y₁ および Y₂ の監視義務違反等によるものであるとして、会社法 423 条 1 項に基づき、回収不能となった上記 14 億 9,700 万円および約 187 万 5 千ドルとこれらの遅延損害金等を損害額とする支払いを求めて訴訟を提起した。

判決の要旨

1 Y₁の任務懈怠の有無

「代表取締役にあつては」、他の役職員の補助を得得ても「他の取締役（……）や使用人の行為に職務違反がないかどうかを監督し、不当な職務執行を制止し又は未然に防止する策を講ずるなど会社の利益を図るべき職責を有している（代表取締役は、使用人に対して、より直接的な監督義務を負っている……。）」

「代表取締役であるY₁においては、善管注意義務に基づいて、不正行為に関わつたA及びBを直ちにC社の担当から外し、自ら指揮するか、あるいは、A及びB以外の者に指示して、速やかにX社とC社との取引関係を監視下において、……これ以上の不正な金融支援」の阻止を、「役職者のみならず、末端の従業員にも周知徹底し、X社のリスクが拡大することを防止する（再発防止の措置）とともに、早急に、本件無断保証の経緯や原因だけでなく、……債権債務関係の全容とC社の現在の経営状態を調査させ、X社が現在どのようなリスクを負っているか（事実関係の調査とリスク状況の確認）を明らかにした上で、緊急対応が必要な場合には、早急にX社の損害を回避又は軽減するために実行可能な方策を検討させ、なし得る限りの対応を迅速に尽くさせる（損害の回避又は軽減の措置）などの措置を講ずべき義務があつたことは明らかというべきである。」

「結局のところ、Y₁は、本件無断保証が発覚してから、再発防止のための措置を取らず、事実関係の調査もリスク状況の確認もせず、損害の回避又は軽減のための措置も何ら講じなかつたものであり、……善管注意義務に基づく調査義務及び再発防止措置を講ずる義務をまったく果たさず、代表取締役としての任務を懈怠したものであつたことは明らかというべきである。」

2 Y₂の任務懈怠の有無

Y₂も、取締役として役職員の違法行為を認識し又は認識し得た場合は、「違法行為を防止し、損害の拡大を防止すべき義務（他の取締役に對する監視義務及び使用人に対する指導監督についての注意義務）を負っている。」

Y₂は、E社からC社への7億円の資金の融通について取締役会に上程し、決議を得るよう求め、

C社の実態について最もよく知る立場から、金融会社からのC社の借入条件を確認する必要などを指摘するとともに、Y₁が講ずべきとして具体的に判示する前記一連の措置について「適切な意見を具申し、……C社の……実情についての調査に取り掛かり、判明次第、報告すべき義務があつた……。」

「しかるに、Y₂は、いずれの義務も果たしておらず、C社に資金を融通し、不正な金融支援の継続やC社が独力で資金借入ができないなどの認識していた事情について黙っていた行為は、「不正な金融支援に加担していたと評価されるものであり、取締役としての善管注意義務及び忠実義務に違反する行動をとっていたことは明らかであつて、取締役としての任務を懈怠していたことが認められる。」

3 Y₁およびY₂の任務懈怠とD社案件・E社案件との因果関係

「Y₁は、再発防止のための措置として、……A及びBをC社の担当から外し、自ら指揮するか、あるいは、A及びB以外の者に指示して、速やかにX社とC社との取引関係を監視下におくべきであつたところ、これがなされていれば、D社案件及びE社案件が生じなかつたことは明らかである……。」

Y₂は、E社案件について「取締役会決議のないままにこれに応じ……、Y₂の任務懈怠とE社案件の発生との間に因果関係があることは明らかである」。D社案件については、「自己が認識している事情について黙っていたもので」、Y₂が取締役会でこれらの事実を報告していたならば、AおよびBの取締役会に対する欺罔が直ちに明らかになり、「更に不正な金融支援が行われることを阻止する措置が講じられ……本格的な調査が開始され……、不正な金融支援を行った行為者の責任の重大さが明白に認識され、……厳しい責任追及がなされる」ことが明らかな状況になっていたことは確実で、「そうした中であつて、A及びBにおいて更に不正な金融支援を重ねるようなことがあるとは考えがたいことから、……D社案件についても、阻止することができたと考えられる……。」

判例の解説

一 本判決の意義

役職員の不正を認識した上場会社の取締役に対し、会社に対する任務懈怠責任が認容された判例（後述）はさほど多く見られない（会社が原告である事案はさらに限定的）ところ、本判決は、役職員の不正な金融支援を認識した業務執行取締役には具体的にどのような対応をすべき義務があるかにつき、再発防止措置、事実関係の調査とリスク状況の確認および報告、損害の回避または軽減措置を講ずべきとしたうえで、代表取締役と担当業務執行取締役がそれぞれの地位において講ずべき具体的措置を事案に即して判示し、善管注意義務違反を認容したものである。事例判決として意義があり、また、実務上も参考になる。

二 役職員の不正行為を認識した代表取締役・業務執行取締役の善管注意義務と講ずべき措置

取締役の善管注意義務違反は、他の取締役・使用人に対する監督（監視）義務違反を含む取締役の不作为（懈怠）が問題となるケースが多いが¹⁾、本事案は、取締役会構成員としての他の取締役に対する監視義務ではなく、代表取締役と担当業務執行取締役の善管注意義務に基づく監視・監督における任務懈怠の有無が争点である²⁾。この場合の監視・監督義務とは、またこの義務を尽くすために講ずべき措置とは具体的にどのようなものであろうか。

1 学説

業務執行取締役は、自己が担当する業務執行について、まず、第一に担当者として善管注意義務・忠実義務を負う³⁾。また、執行権を有する者として、下位の者に対する指揮命令権限があり、そのような地位に基づく監督義務を負う。したがって、下位の者に対しては積極的かつ不断の監督をなすべきであり、取締役会構成員としての監視義務に比べてより綿密なものが求められ、重い責任を負うとされる⁴⁾。さらに代表取締役は、その最高統率者たる地位において、業務執行取締役と使用人等の業務執行に対し、一般的な業務統括監督権に基づく監督義務を負う⁵⁾。業務執行ラインの最上位者は、事実上、他の取締役よりも情報を入手し

やすい立場にあり、結果として監視義務の発動が要求される場合は多く、監視義務違反の責任を問われる可能性も大きい⁶⁾。

次に役職員の不正を認識した場合の代表および業務執行取締役の講ずべき措置としては、他の取締役が監視義務において果たすべきとされる「業務執行の監視、懸念を得た場合の調査、取締役会・監査役への報告、是正・防止措置の提案と監視」⁷⁾については基本的に同様であり、さらに業務執行ライン上の地位に基づく事実上の情報入手のしやすさと職務分掌上の職責から、これらの措置を直接に実施する、他の取締役よりも重い義務を負う。具体的措置は、部下に違法行為をさせない教育、担当領域の資金の流れの把握、疑念が生じた場合は自ら直接の調査、取締役会を介さずとも直接に是正を実施する等である⁸⁾。

2 判例

代表取締役の監督義務に関する判例としては、対第三者責任を認容した事案であるが、最判昭44・11・26（判時578号3頁）は、「代表取締役は、対内的に業務全般の執行を担当する職務権限を有する機関であるから、ひろく会社業務の全般にわたって意を用いるべき義務を負う」と判示し、代表取締役に広範な監督義務を認めたものと理解され、以降の判例でも踏襲されている⁹⁾。

次に役職員の不正を認識した取締役の講ずべき措置について、本事案のように上場会社取締役の善管注意義務違反による対会社責任を認容した近時の裁判例（株主代表訴訟）には、①三菱石油控訴審判決（東京高判平14・4・25金判1149号35頁）、②ダスキン控訴審判決（東京高判平18・6・9判タ1172号271頁）の他、非公開会社である親会社の子会社管理義務として、③福岡魚市場控訴審判決（福岡高判平24・4・13金判1399号24頁）がある。

①では、通産省の指導に違反する第三者に対する従業員の利益供与の発覚後、当該従業員を直接監督する立場にあった取締役には、上司として対策を検討して講ずる義務と、綿密な管理監督義務があったが、これらを行わなかった善管注意義務違反があるとして、1億8千万円の損害賠償責任を認容、②では、食品衛生法違反の商品販売を後から認識した取締役に、その事実を公表せず積極的な損害回避の検討を怠った点において善管注意義務違反があるとし、加盟店の売上減少に対す

る補償等の出損金 105 億 6,100 万円の 2% の損害賠償責任を認容、③では、完全子会社において会社経営上違法・不当な取引が行われていることを認識した親会社の取締役には、具体的かつ詳細な調査義務があるのにこれを行わず不正な救済融資を行った善管注意義務違反があり、回収不能額 18 億 8 千万円の損害賠償責任を認容した。すなわち、①では再発防止としての管理監督義務、②では違法行為発覚後の損害回避義務、③では調査義務が、善管注意義務違反の有無の具体的判断の対象となっている。

三 本判決の検討

本判決は、他の取締役や使用人の違法行為を認識し（得）た業務執行取締役は、「これを取締役会へ上程するなどして、違法行為および損害拡大を防止すべき義務（他の取締役に対する監視義務および使用人に対する指導監督についての注意義務）」を負うとし、前述した裁判例①～③・学説と概ね同様の見解に立つが、判示において、業務執行取締役が役職員の不正行為を認識した場合に講ずべき措置として、判例・学説において特定されてきた再発防止、事実関係の調査とリスク状況の確認、損害の回避または軽減の 3 つを前提に、本事案の状況に即した詳細な具体的措置を示したことと、代表取締役にはそれらの実施義務、担当取締役には最も実態を知り得る立場からの調査・報告・意見具申義務があったことに特徴がある。

業務執行の最上位者である代表取締役については、他の役職員の補助を得ていても、役職員の職務違反の監督、不当な職務執行の制止または未然防止策を講ずるなど会社の利益を図るべき職責（使用人に対するより直接的な監督義務）がある旨を判示して、その地位にあることによる特段の監督義務を負うとし、講ずべき具体的措置には、「不正を行っていた役職員を担当から外し、自ら指揮（あるいは他の者に指示）」、「末端の従業員にも不正な金融支援の阻止を周知徹底」、「なし得る限りの対応を迅速に尽くさせる」等、主体的かつ積極的な直接の実施義務を明示した¹⁰⁾。代表取締役には、このような人事や全社的措置を実施する義務（権限）があり、判例および一部学説でも、職務分掌上の職責による監督義務内容の重さが指摘されている。本判決も、このような見解と類似の理解によるものであろう。

損害との因果関係および賠償範囲に関しては、本判決は、D 社案件および E 社案件による回収不能金額全額について、Y₁ と Y₂ の任務懈怠との因果関係を認定し、割合的因果関係の手法は用いず、連帯して賠償責任があるとした¹¹⁾。Y₁ は、再発防止措置・調査確認・損害回避または軽減措置のいずれもまったく果たさず、回収不能となった不正な金融支援を阻止できなかったこと、Y₂ は、不正を黙認し報告もせず、加担していたと認定されたことによるもので、妥当といえる。

●——注

- 1) 江頭憲治郎『株式会社法〔第 6 版〕』（有斐閣、2015 年）466～467 頁。
- 2) 取締役の監督・監視義務は、取締役会構成員としての他の取締役に対する監視義務と、業務執行者としての他の取締役への監視・使用人に対する監督義務とに区別して検討すべきことについて、酒巻俊雄『取締役の責任と会社支配』（成文堂、1969 年）6 頁、笠原武朗「監視・監督義務違反に基づく取締役の会社に対する責任について（一）」法政研究 69 巻 4 号（2003 年）666 頁。
- 3) 東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟 I 〔第 3 版〕』（判例タイムズ社、2011 年）252 頁。
- 4) 酒巻・前掲注 2）8 頁、笠原・前掲注 2）666 頁、山田純子「取締役の監視義務」森本滋ほか編『企業の健全性確保と取締役の責任』（有斐閣、1997 年）239 頁。
- 5) 酒巻・前掲注 2）8 頁。
- 6) 笠原・前掲注 2）666 頁、山田・前掲注 4）239 頁。
- 7) 山田・前掲注 4）226～230 頁、松井秀征「ダスキン株主代表訴訟事件の検討（下）」商事 1836 号（2008 年）10 頁、寺田昌弘ほか「不祥事に関与していない取締役・監査役の責任（中）」商事 1999 号（2013 年）20 頁。
- 8) 笠原武朗「監視・監督義務違反に基づく取締役の会社に対する責任について（二）」法政研究 70 巻 1 号（2003 年）141～142 頁、松井・前掲注 7）11 頁。
- 9) 笠原・前掲注 2）664～665 頁。
- 10) 本事案の背景として、X 社における Y₁ の発言力や人事権は非常に強く、ロボット事業は Y₁ の持込案件であった。なお、本判決では争点となっていないが、発覚後も繰り返された多額の不正融資に対し、内部統制システムの構築体制や、他の取締役・監査役らの任務懈怠についても、検討すべき余地はあろう。
- 11) 訴訟参加人 Z は、特別調査および責任追及委員会に関する報酬約 3,171 万円も会社損害として主張したが、因果関係が認められないとして棄却された。なお、本件控訴審は、因果関係がある損害と認め、回収不能金額と併せて賠償責任を認容した（名古屋高判 28・10・27LEX/DB25544472）。